

第四十六回国会 建設委員會議録 第二十四号

昭和三十一年四月二十三日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 丹羽喬四郎君

理事加藤 高藏君 理事瀬戸山三男君

理事服部 安司君 理事福永 一臣君

理事岡本 隆一君 理事兒玉 末男君

理事山中日露史君

逢澤 寛君 稲村左近四郎君

大倉 三郎君 正示啓次郎君

中村 梅吉君 堀内 一雄君

堀川 恭平君 松澤 雄藏君

湊 徹郎君 山本 幸雄君

和爾俊二郎君 渡辺 栄一君

金丸 徳重君 久保田鶴松君

栗原 俊夫君 西宮 弘君

原 茂君 山崎 始男君

玉置 一徳君 吉田 賢一君

出席國務大臣

建設 大臣 河野 一郎君

出席政府委員

建設政務次官 嶋田 宗一君

建設事務官 平井 學君

(大臣官房長)

建設技官 畑谷 正実君

(河川局長)

委員外の出席者

総理事務官 戸室 成樹君

(経済企画庁水

資源局水質保全

課長)

建設事務官 国宗 正義君

(河川局長)

専門員 熊本 政晴君

四月二十三日

委員天野光晴君、田村元君及び井谷

第一類第十二号

建設委員會議録第二十四号 昭和三十一年四月二十三日

正吉君辞任につき、その補欠として湊徹郎君、和爾俊二郎君及び栗原俊夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君、和爾俊二郎君及び栗原俊夫君辞任につき、その補欠として天野光晴君、田村元君及び井谷正吉君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

河川法案(内閣提出第八号)

河川法施行法案(内閣提出第二十四号)

○丹羽委員長 これより會議を開きます。

河川法案、及び河川法施行法案を議題とし、審査を進めます。

○見玉委員 最初に、河川局長にお伺いしたいのですが、いままで多くの先輩が質問しまして、ある程度重複する点もあろうかと思いますが、大体まとめて御質問したいと思ひます。

第一に、この第二章に、河川管理の原則ということが書いてあるわけですが、これは、やはり現在の河川法は、水行政に対する基本法という重要な意味を持つ法律だと思ひますが、現在まで制定された水に関する法律が相当あるわけですから、管理という概念がどの程度の拘束力と範囲を持つものか。それから、現在まで制定され

ておる、たとえば工業用水法とか地下水の規制法とか、また多目的ダム法など、多くの関連する法律があるわけですが、これらの関連性から考えますならば、いま少し全体を、何と言いますか、総括する総合的な治水法のあり方を考えるべきではないか。この点について、管理の原則、概念というものはどういふような幅を持つておるものか。第一にこの点についてお伺ひしたいと思ひます。

○畑谷政府委員 河川管理の概念でございますが、この法文に書いてございまして、河川の面から見て、それをいかに管理するかということを考えております。

そこで、河川とは何ぞやということでございますが、河川というものは、物理的に見ますと、河川の敷地と流水、そういうものを一応考えております。その流水の中にはどういふものが入るかという、伏流水ということまで一応考えております。そのほかの地下水とかいろいろな問題もございまして、これは、われわれとしてはこの法律の中には入らないということでございます。

それからもう一つ、いろいろな水に関する立法もございまして、水資源法とかそういう問題、それから水の水質の問題、そういうものがございまして、私どもはそういうふうないわゆる工事実施の促進法、それに対しまして、河川法というのは、水利に関する

權利制度の基本をきめる、そういうことで一応の調整をとりまして、水利権の制度というふうなものの基本が河川法で、実施の促進についてはそういうような法律である、こういうふうに考えております。

○見玉委員 私は、大臣の明確にされておるとおりに、河川は公共用物であるということが明確に規定をされておるわけですから、ところが実際に流れておる水の利用なりあるいはいろいろな面において、私は相当問題が派生しておると思ひます。一番問題の大きいのは、いわゆる公害といわれる工場用水の排水の問題です。これが非常に多大の害を及ぼしておるといふことが、この地域においても社会問題として提起されておるわけですから、でありますから、その水の基本を取り入れて、河川法の中の第二章における管理という面において、今日特に水に対する情勢の進展に伴って、非常に水の必要度が高くなつておるわけですから、そういう点から考えますならば、きのうの金澤参考人の意見の中から出されましたとおり、そういう流水の占有の許可権というものは建設省が持つておるわけですか。そういう点等から考えますならば、この管理の最高責任者が流水の制度をきめるに当たって、その結果、社会的に及ぼす影響というものは当然その考慮の中に入れるべきだ。そういう管理権者としての一つの権限の中において、やはり規制すべき何ものかがなければ、いわゆる利用するその目的

は確かに社会的な立場を考慮しても当然だと指摘されるわけですが、結果的にございまして、今日工場排水の問題が非常に大きな課題を投げておるわけですから、そういう点から考えますならば、いま一歩前進した形の中において、この管理の概念というものをもう少しこまかく規定する方向においていかなければ、せっかくのりっぱな河川法ができてしまつても、いわゆる利用する側において、ほんとうに水が公共用物であるという概念が、ともすれば自分がかつてに使つていいのだというふうな方向に走りやすいところの多くの弊害を持つておるのじゃないか。こういう利用された水が、結局社会的に大きな公害を及ぼしておる。これらの関連について、ひとつ局長の御見解を再度承りたいと思ひます。

○畑谷政府委員 いまのお話につきましては、二つの問題があると思ひます。いわゆる河川というものは公共用物であるから、これに従つたような規制をすべきではないか、これは当然この河川法によりまして、いわゆる流水の占有とかあるいはそれを引用するためのいろいろな水利調整の問題については、御存じのとおり、十分調整できていると思ひます。

なおもう一点は、そういうような問題と別に、性質的に水質というものをどういふふうにするか、これはその法の二十九条にも書いてございまして、文の二十九条にも書いてございまして、やはり水というものは、ただ入れものの中にある一つの量でなくて、

会を開きまして、現在までに十回審議会を、部会を開いております。その過程でどういふ審議のしかたをしているかというところでございますが、御承知のように、隅田川の水質問題は、環境衛生あるいは生活環境に関する問題という点が一番大きな問題でございます。それで、汚濁の態様でございますけれども、その点についてわれわれのほうで解析いたしました結果は、隅田川の水量が見た目よりきわめて少ない。それから御承知のように、隅田川自体非常に停滞的な河川である。一週間もかかって海に入るといふような状況の河川である。それから、それに対しまして、工場、事業場、それから一般の家庭下水、それがものすごく多いというところが一つでございます。それに対しまして、家庭下水あるいはその他についての除害施設、下水道あるいは工場に対する除害施設というものがきわめて普及率が低いということが主たる問題の原因であるといふふうなことがなっております。それに対する審議でございますけれども、一部新聞にそういう印象を与えるようなことが載っております。印象が、実際の審議の内容は、きわめて慎重に一般住民の方々の具体的な要望にいかんして沿うかというところで、中には、そういうふうな工場、事業場に対する負担の問題も実はありますけれども、これはその中の一つの問題としてとらえるということとだけで、問題は、あくまでも一般住民の方々がそういうふうな公衆衛生あるいは環境衛生にいかんして早く対処するかということで、基本的には終始しております。したがって、そのために慎重審議を重ねておるといふこと

で、いままでにない部会の審議回数になっておる、そういう状況でございます。意見を聞いて調査基本計画をつくりなさいというのがございます。その内容はすでに問題が発生した問題の発生のおそれのある水域を全国的にうまく選びまして、それを百二十一水域取り上げまして、それが基本計画の調査対象河川と一応決定しております。したがって、そういうふうな問題がすで

に大きな問題として、なおこれに対して、やはり私たちは水法の基本というものは地域住民の立場を常に考慮しなければいけない、こういう点から考えますならば、いまだ少く水法のあり方というものを前進させる必要があるのではなからうかと考えるわけですが、このような工場排水等を含めて、公害として地域住民に大きな影響を与える立場から、特に管理の最高責任者である大臣の見解をひとつ承りたいと思

います。流水の量を非常に多くして、そうしてその害を消すといふような立場をとって、御期待にこたえる場合もあるでしょうし、いろいろ従来の川、これから新たにそういう危険の生じてくる川について、ケース・バイ・ケースで善処してまいることが必要ではなからうか、こういうふうに考えます。

○河野国務大臣　ごもっともな御心配でございますが、しかしながら、大体は地域住民の理解ある協力があるならば、水質が汚染する場合はわりあい少ないと思っております。ことにそれが大工場であれば、その工場に対して、工場管理の面から、その水を徹底的に公害を除去させて放流するということがもできるわけでございます。ところがはなはだ遺憾なことには、現にこれらの川につきましましては、そこへある程度の悪水を放流することが既得権のごとくになっておりました。これについて措置することが非常に困難である。たとえば下水道をその川に平行して設置いたしましても、下水道の使用料が高いから、依然として下水道を使わずに川に流される方が多いというような例は、一々枚挙にいとまがないのであります。しかしさればといつて、これらの既得の権利についてこれをどういふふうにしてシャットアウトするかというふうなことにきましましては、なかなか問題が多々ございます。したがって、今後十分これらについても検討を加え

といたしまして、その期間に限り、その部分だけそういう調査をするというところでございまして、問題が発生してあわててやるというのではございせんので、すでにそういうふうな配慮であらかじめ選んだものを、計画的に長期にわたって行なうというたてまえで調査を行なっております。

○河野国務大臣　ごもっともな御心配でございますが、しかしながら、大体は地域住民の理解ある協力があるならば、水質が汚染する場合はわりあい少ないと思っております。ことにそれが大工場であれば、その工場に対して、工場管理の面から、その水を徹底的に公害を除去させて放流するということがもできるわけでございます。ところがはなはだ遺憾なことには、現にこれらの川につきましましては、そこへある程度の悪水を放流することが既得権のごとくになっておりました。これについて措置することが非常に困難である。たとえば下水道をその川に平行して設置いたしましても、下水道の使用料が高いから、依然として下水道を使わずに川に流される方が多いというような例は、一々枚挙にいとまがないのであります。しかしさればといつて、これらの既得の権利についてこれをどういふふうにしてシャットアウトするかというふうなことにきましましては、なかなか問題が多々ございます。したがって、今後十分これらについても検討を加え

といたしまして、その期間に限り、その部分だけそういう調査をするというところでございまして、問題が発生してあわててやるというのではございせんので、すでにそういうふうな配慮であらかじめ選んだものを、計画的に長期にわたって行なうというたてまえで調査を行なっております。

○河野国務大臣　ごもっともな御心配でございますが、しかしながら、大体は地域住民の理解ある協力があるならば、水質が汚染する場合はわりあい少ないと思っております。ことにそれが大工場であれば、その工場に対して、工場管理の面から、その水を徹底的に公害を除去させて放流するということがもできるわけでございます。ところがはなはだ遺憾なことには、現にこれらの川につきましましては、そこへある程度の悪水を放流することが既得権のごとくになっておりました。これについて措置することが非常に困難である。たとえば下水道をその川に平行して設置いたしましても、下水道の使用料が高いから、依然として下水道を使わずに川に流される方が多いというような例は、一々枚挙にいとまがないのであります。しかしさればといつて、これらの既得の権利についてこれをどういふふうにしてシャットアウトするかというふうなことにきましましては、なかなか問題が多々ございます。したがって、今後十分これらについても検討を加え

といたしまして、その期間に限り、その部分だけそういう調査をするというところでございまして、問題が発生してあわててやるというのではございせんので、すでにそういうふうな配慮であらかじめ選んだものを、計画的に長期にわたって行なうというたてまえで調査を行なっております。

○河野国務大臣　ごもっともな御心配でございますが、しかしながら、大体は地域住民の理解ある協力があるならば、水質が汚染する場合はわりあい少ないと思っております。ことにそれが大工場であれば、その工場に対して、工場管理の面から、その水を徹底的に公害を除去させて放流するということがもできるわけでございます。ところがはなはだ遺憾なことには、現にこれらの川につきましましては、そこへある程度の悪水を放流することが既得権のごとくになっておりました。これについて措置することが非常に困難である。たとえば下水道をその川に平行して設置いたしましても、下水道の使用料が高いから、依然として下水道を使わずに川に流される方が多いというような例は、一々枚挙にいとまがないのであります。しかしさればといつて、これらの既得の権利についてこれをどういふふうにしてシャットアウトするかというふうなことにきましましては、なかなか問題が多々ございます。したがって、今後十分これらについても検討を加え

といたしまして、その期間に限り、その部分だけそういう調査をするというところでございまして、問題が発生してあわててやるというのではございせんので、すでにそういうふうな配慮であらかじめ選んだものを、計画的に長期にわたって行なうというたてまえで調査を行なっております。

○河野国務大臣　ごもっともな御心配でございますが、しかしながら、大体は地域住民の理解ある協力があるならば、水質が汚染する場合はわりあい少ないと思っております。ことにそれが大工場であれば、その工場に対して、工場管理の面から、その水を徹底的に公害を除去させて放流するということがもできるわけでございます。ところがはなはだ遺憾なことには、現にこれらの川につきましましては、そこへある程度の悪水を放流することが既得権のごとくになっておりました。これについて措置することが非常に困難である。たとえば下水道をその川に平行して設置いたしましても、下水道の使用料が高いから、依然として下水道を使わずに川に流される方が多いというような例は、一々枚挙にいとまがないのであります。しかしさればといつて、これらの既得の権利についてこれをどういふふうにしてシャットアウトするかというふうなことにきましましては、なかなか問題が多々ございます。したがって、今後十分これらについても検討を加え

といたしまして、その期間に限り、その部分だけそういう調査をするというところでございまして、問題が発生してあわててやるというのではございせんので、すでにそういうふうな配慮であらかじめ選んだものを、計画的に長期にわたって行なうというたてまえで調査を行なっております。

○河野国務大臣　ごもっともな御心配でございますが、しかしながら、大体は地域住民の理解ある協力があるならば、水質が汚染する場合はわりあい少ないと思っております。ことにそれが大工場であれば、その工場に対して、工場管理の面から、その水を徹底的に公害を除去させて放流するということがもできるわけでございます。ところがはなはだ遺憾なことには、現にこれらの川につきましましては、そこへある程度の悪水を放流することが既得権のごとくになっておりました。これについて措置することが非常に困難である。たとえば下水道をその川に平行して設置いたしましても、下水道の使用料が高いから、依然として下水道を使わずに川に流される方が多いというような例は、一々枚挙にいとまがないのであります。しかしさればといつて、これらの既得の権利についてこれをどういふふうにしてシャットアウトするかというふうなことにきましましては、なかなか問題が多々ございます。したがって、今後十分これらについても検討を加え

といたしまして、その期間に限り、その部分だけそういう調査をするというところでございまして、問題が発生してあわててやるというのではございせんので、すでにそういうふうな配慮であらかじめ選んだものを、計画的に長期にわたって行なうというたてまえで調査を行なっております。

○河野国務大臣　ごもっともな御心配でございますが、しかしながら、大体は地域住民の理解ある協力があるならば、水質が汚染する場合はわりあい少ないと思っております。ことにそれが大工場であれば、その工場に対して、工場管理の面から、その水を徹底的に公害を除去させて放流するということがもできるわけでございます。ところがはなはだ遺憾なことには、現にこれらの川につきましましては、そこへある程度の悪水を放流することが既得権のごとくになっておりました。これについて措置することが非常に困難である。たとえば下水道をその川に平行して設置いたしましても、下水道の使用料が高いから、依然として下水道を使わずに川に流される方が多いというような例は、一々枚挙にいとまがないのであります。しかしさればといつて、これらの既得の権利についてこれをどういふふうにしてシャットアウトするかというふうなことにきましましては、なかなか問題が多々ございます。したがって、今後十分これらについても検討を加え

といたしまして、その期間に限り、その部分だけそういう調査をするというところでございまして、問題が発生してあわててやるというのではございせんので、すでにそういうふうな配慮であらかじめ選んだものを、計画的に長期にわたって行なうというたてまえで調査を行なっております。

○河野国務大臣　ごもっともな御心配でございますが、しかしながら、大体は地域住民の理解ある協力があるならば、水質が汚染する場合はわりあい少ないと思っております。ことにそれが大工場であれば、その工場に対して、工場管理の面から、その水を徹底的に公害を除去させて放流するということがもできるわけでございます。ところがはなはだ遺憾なことには、現にこれらの川につきましましては、そこへある程度の悪水を放流することが既得権のごとくになっておりました。これについて措置することが非常に困難である。たとえば下水道をその川に平行して設置いたしましても、下水道の使用料が高いから、依然として下水道を使わずに川に流される方が多いというような例は、一々枚挙にいとまがないのであります。しかしさればといつて、これらの既得の権利についてこれをどういふふうにしてシャットアウトするかというふうなことにきましましては、なかなか問題が多々ございます。したがって、今後十分これらについても検討を加え

といたしまして、その期間に限り、その部分だけそういう調査をするというところでございまして、問題が発生してあわててやるというのではございせんので、すでにそういうふうな配慮であらかじめ選んだものを、計画的に長期にわたって行なうというたてまえで調査を行なっております。

きたい。もう一つは、河川法の二十九条で書いてございますとおり、規制措置というものは、ただ汚水だけをそういうふうにして規制するばかりでなく、御承知のとおり、隅田川におきましても、新河岸川に新たな水を持ってきたとして、それを希釈して、そういう河川の汚水をだんだんなくする、あるいはしゅんせつ船を使って、河川の川底の泥をはね上げて、汚水を希釈するという事で、河川管理としては、水質の保全という面いろいろな作業をやつて、管理ができるということもございいます。

○見玉委員 これは大臣にお伺いしたいのですが、今度の河川法の改正にあたりまして、いわゆる水の利用というものは高度にその必要性を増してきたわけですが、何と言いましても、私は、河川法の最大眼目は、人命尊重に立つ治水ということにやはり最大眼目が置かれなければならないと考えるわけですが、この点について全体を見てまいりますと、やはり利水ということに非常にウェイトがかかっていると感ずるわけですが、この点について最高の責任者として、いわゆる利水の調整という面と治水とについてどの程度の配慮というものがなされておるか。総合的な立場から、ひとつ大臣の見解を承りたい。

○河野国務大臣 お話のとおり、当面治水に重点を置いて、徹底的に治水を達成しなければならぬことは申すまでもありません。しかし、その治水は定量的な水を流すことによって徹底するわけでありまして、したがって、水源地に、ダム建設その他砂防の徹底というようなことにさらに重点を置いて

やっておりますという事でございまして、総合的に川の問題は解決することになるものだというふうに私は考えてやっておりますわけでありまして。

○見玉委員 特に私は、先ほども申し上げましたが、水に関連する法律が非常に多い。一本の川でも、表面は建設省、中は厚生省、あるいはあとは通産省、その場所によって所管が違ふ。こういう点等から考えますと、特に今日高度の経済成長の場合、水に関する所管というものは非常に多岐にわたっているわけですが、その利用度が高まれば高まるほど、治水と利水の調整、特に利水の調整というものは相当な問題が出てくることと思うのです。この点は全国の知事会においてもかなり問題があつたところでありまして、この河川法が、当初の原案よりも相当内容において後退したということも事実であります。こういう点について、特に建設省が管理者でありますけれども、利水調整の面について、いわゆる管理

者である建設省が全体的な調整というものをうまくできるかどうかむしろ特に利水調整という面については、やはり第三者的な機関を設けて、公平な利水調整というものが行なわれてしかるべきではなからうかと考えるわけですが、第二条との関連において、この利水調整というもののについてどういうふうな見解を持っておられるか。また今後多面にわたる各所管庁との間の調整ということをやうまくやれている自信があるのかどうか、これらの点についてひとつお答えを伺いたい。

○河野国務大臣 本法制定の晩におきましては、私は絶対に責任を持って、

御期待に沿うように運用してまいる確信を持っております。

○見玉委員 もちろん、当事者でございいますから、自信があると言われるでしょうが、現実の問題として、特に水に対してはなかなか——先ほどの工場排水の面一つとりまして、出す水はかつて、それを規制することも出来ないう局長の答弁もありましたように、やはり総合調整という面について、先ほど申し上げた第三者的な機関を考へる必要がないのかどうか、この点について見解を承りたい。

○河野国務大臣 工場を新たにづくつて、きたない水を川に流すのはかつてだ——それはかつてにさせません。そういうことは絶対に許しません。どこで、それは御承知のとおり、工場法において、それから今日これだけあらゆる法律で、いろいろな面から拘束を受けるようになっております。ただそれが十分に運用されておるかどうかがいふ点であります。これにつきましては、河川行政を担当いたします者としては、河川行政を担うに十分注意をいたしまして、そういうふうなことをないよう、絶対に私は責任を持ってやるといふ所存でございまして。

○見玉委員 それから、今回の水系主義によりまして、河川の管理というものが大幅に国に委譲されるわけでありまうけれども、やはり水は地域開発の総合性なり、また長い歴史の中においていわゆる慣行水利権という既得権が相当あるわけですから、この既得権がこれから相当制約を受ける形になつてく

るのではないかと懸念するのです。そうしなれば、この水系主義に立つたところの河川管理はなかなかうまくいかな

い。そういう点から考えますならば、現在までのいわゆる慣行水利権、既得権との調整という問題は、私は地域において大きな問題が提起されようかと思ふのですが、この既得権であるいわゆる慣行水利権との調整等について、どういふふうな配慮をなされてい

承りたいと思ひます。

○河野国務大臣 これはかねてたびたび申しますとおり、既得権である慣行水利権につきましては、あくまでも尊重いたします。ただし、これは尊重したからといって、いまお話しのような点に新たに問題が惹起することではない。すでにこれまでにおいて慣行水利権が確立してございまして、その慣行の中にわれわれは行政を運用してまいるのでありますから、新たに問題が起るわけはない。これをいかにして調整を今後とて、そしてよりよき、より問題の起こらぬようにするか、それができるかどうかということであつて、今日より悪くなるということになろうとは考えておりません。

○見玉委員 時間も制約を受けておりますので、あとは大綱についてお聞きしたいのですが、特に今回の河川法が水系主義をとるといふことで、あとでこの点お聞きしたいのですが、たとえば、遊水地域の問題あるいは水系の概念といふ点から、こういうような点から、私は、相当広範囲にこの管理の範囲が拡大されてきたと思ふのですが、こういう立場から考えますならば、実際行政上の面においても大変化をもたらすものと私は考えるわけですが、そこで、まず第一に考えるのが、砂防

法なり海岸法との関係というものが、私はきわめて重要な問題を提起するんじゃないかと思ふのですが、砂防法なり海岸法との関連についてはどうなのかこの点について、局長なり大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○河野国務大臣 どうでしょうか、水系ごとに言ひますけれども、砂防法は砂防法の範囲を決定して、砂防法の適用の範囲はきまつております。それをあえて河川法で砂防法の範囲に入つていって云々という事は私はないと思ひます。海岸法においても同様だと思ふのであります。おのずからそこには法律の範囲がきまつておる、こう思ひますから、そこに混淆があろうとは思ひません。

○見玉委員 特に私は、そういうなわ張りをするというふうな立場から考えたのではなくして、やはり密接な関連性があるわけですから、その辺の一つの——今度水系主義をとつた河川法の実際から考えて、私はやはり全然無関係ではないと思ひます。砂防は砂防なりにかつてに独立しているのだから、そんなことまでどうこうすることはない、しかし、実際私は、河川管理の關係から密接な関連性があると思ふので

す。ただ砂防はかつてに砂防をやればいいんだというんじゃないか、密接な関連があるんじゃないか、この点について、ひとつお聞きしたいのであります。

○河野国務大臣 私の前回の答へが、少し誤解から出ておるようでありまして、取り消します。

お話しのとおり、私は先ほども申し上げましたように、なるべく多目的ダムを増設することによって、水の高度の利用をはかつていく、このことが結局治水の根本になるということを申し

が、私はきわめて重要な問題を提起するんじゃないかと思ふのですが、砂防法なり海岸法との関連についてはどうなのかこの点について、局長なり大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○河野国務大臣 どうでしょうか、水系ごとに言ひますけれども、砂防法は砂防法の範囲を決定して、砂防法の適用の範囲はきまつております。それをあえて河川法で砂防法の範囲に入つていって云々という事は私はないと思ひます。海岸法においても同様だと思ふのであります。おのずからそこには法律の範囲がきまつておる、こう思ひますから、そこに混淆があろうとは思ひません。

○見玉委員 特に私は、そういうなわ張りをするというふうな立場から考えたのではなくして、やはり密接な関連性があるわけですから、その辺の一つの——今度水系主義をとつた河川法の実際から考えて、私はやはり全然無関係ではないと思ひます。砂防は砂防なりにかつてに独立しているのだから、そんなことまでどうこうすることはない、しかし、実際私は、河川管理の關係から密接な関連性があると思ふので

す。ただ砂防はかつてに砂防をやればいいんだというんじゃないか、密接な関連があるんじゃないか、この点について、ひとつお聞きしたいのであります。

○河野国務大臣 私の前回の答へが、少し誤解から出ておるようでありまして、取り消します。

お話しのとおり、私は先ほども申し上げましたように、なるべく多目的ダムを増設することによって、水の高度の利用をはかつていく、このことが結局治水の根本になるということを申し

が、私はきわめて重要な問題を提起するんじゃないかと思ふのですが、砂防法なり海岸法との関連についてはどうなのかこの点について、局長なり大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

上げましたが、その際に、ダムの建設にあたっては、徹底的な砂防が必要であるという事は申すまでもございせん。そういう意味合いからして、基本的に総合的に計画を立ててやるべきであつて、この点からまいりましたも、従来府県にまかせておりましたもの等につきましても、基本の構想は一貫して建設省においてやるということが、よりよい結果をもたらすだろうというふうに思います。

○見玉委員 これは昨日金澤先生にも聞いたわけですが、特に今回の河川管理において、一昨日利根川の水系を見てもらったのですけれども、遊水地域というものが非常に大きな問題であらうかと思うのです。昭和三十七年だったと記憶しますけれども、これは大臣の地元でございますが、神奈川県では集中豪雨によって相当被害を受けて、特に横浜等が水浸しになつて、ばく大な損害を受けた。また鎌倉等も相当の被害を受けておる。その原因を当時の県の土木関係の方に聞いたわけですが、いわゆるこの河川の上流地域にのべつなく宅地造成をやつて、いままで遊水地域であつた田畑が宅地になつたために、下流地域に集中して損害が出た。また鎌倉等の場合においては、いわゆる水源付近において、いままで雑木林や松林であつたものがゴルフ場ができたために、全然水はけがな

い、それが一挙に川に流れ込む、こういうことが具体的に指摘をされたわけですが、この点は今回の遊水地域との関係もあるわけですが、このように河川管理の立場から、この流域に対する河川の保全区域なりあるいは河川の区域というものについては、私は相

当拡大したところの一つの解釈をとつていかなければ、今日宅地造成等が非常に急激に進展してゐる状況の中において、一たん集中豪雨がきまると、いままでそのような遊水地域であつたものが完全になくなる、これが与える影響というものはきわめて大きいわけでありますし、これはあとで法律も出されておるのですが、宅地造成事業等の関連性においても重要な問題であらうかと思ふのです。こういうような河川区域、あるいは遊水地域等について、もう少し積極的な考え方というものをこの法律の中に取り入れていくべきではないかと考えるわけであります。この点について、これは私権の制限にも関する問題でございますが、特に河川管理の高い立場から、大臣の見解を承りたいと思ひます。

○河野国務大臣 神奈川県下に起こりました災害は、まさに私もそのとおりでございます。ただそういうものが無計画にむぞうさに拡張し造営されてまいりますために、そういった災害が起こつてくる。そこで、たとえば、大阪の市の内に非常に堀が多い、東京でもそういうものが、江戸時代から遊水池にかわるような堀がたくさんあつた。そういうようなものが一時的に水を吸収したゆえんだらうと思ふのでありまして、今後都市計画等につきましまして、これらの水の関係について、十分勘案して計画を立てる必要があるというこ

と、私も考えておるところでございます。これは都市計画法その他におきまして、今後十分勘案しなければならぬことだと思ひます。御承知のように、神奈川県のある地域には改修された川がほとんどない。これが災害を起

こした一つのものであるというふうに考えます。たとえば鶴見川にいたしましても、まだ十分改修が進んでおりません。その他鎌倉方面においても同様でございます。すみやかにこれらの点について改修を迫られております。神奈川県も、いま県のほうにおきまして、せっかく努力中でございます。いずれにいたしましても、全国のこういったにわかに膨脹する地帯におきましては、これらの点を十分考慮する必要があることは、お話しのとおりと私は考へるのであります。今後十分注意する必要があります。さればと云つて、これを河川法の中に云々しなければならぬいかというところにつきましては、私は、河川法は河川法としてこの程度で御了承をいただきます。そして、一方都市計画もしくはその他の際に、十分これらの点を勘案し、注意して計画を立てていくということに対しては、私ならぬ、こう思ひます。

○見玉委員 遊水地域の問題については、社会党としてもかなり問題の点でございまして、これは、あとで閣下委員のほうからも、修正意見の中で詳しく指摘があると思ひますが、この点はこの程度としまして、次に、やはり河川管理のほうで、第九條に、一級河川の管理は、建設大臣が行なうということになつております。しかしその中において、一定の区間を指定して、そうして知事にこれを管理させるという、今度の河川法はいわゆる水系主義による管理と、それから区間指定による区間主義との混合主義みたいなものではないかと思ふのであります。少なくとも水

系主義をとる以上は、やはり一貫した管理形態というものが理想であり、私

たちも賛成であります。ただこの区間主義をとつた場合に、たとえば一定の上流地域が支流川、こういう点等がい

○河野国務大臣 御承知のように、現状も実は区間主義をとつております。そして、現状におきましても、水系の中の困難な場所につきましまして、これを指定して直轄いたしております。ただ、して申し上げれば、今後一貫して水系主義をとつた場合には、水系を通じての計画を立て、水系を通じての企画の上に立つて管理してまい

る、この区間を県等のほうに管理を委任しよう、こういうことに相なつてまいと思ふのであります。なぜそういうことをするか、こういうことになりませんが、御承知のとおり、県におかれましては、一級河川以外の河川について十分責任をとつていただかなければなりません。川が小さいからといつて、りっぱな技術者がなくてよろしいというわけにはまいりません。相当の技術人員その他を備へて、県の河川行政を運営していただかなければなら

とから、比較的困難を見ないところの地域は、県のほうにお願いをしてやつていただくことのほうが行政上妥当であらう、こういう意味合いから、この方針をとつておるということに御了解願ひたい、こう思ふのです。

○見玉委員 やはり私もよく勉強するのですけれども、区間指定をした場合に、いわゆる国が管理するものと指定したそれとからんで、その地方自治体の経費の負担能力等によって、建設省の考へているように、管理区域と指定した区間との全体的な調整なり、あるいはバランスというものがなかなかうまくとれぬのじゃないか、こういう懸念をするわけですが、この辺についてはいかがでございませうか。

○河野国務大臣 それは、率直に言ひまして、金の問題だと思ふのです。要するに、従来といへども、国家の河川予算がたかさんふえれば、直轄区域をもつとふやせふやせという御要望は非常に多いわけでございます。その直轄区域をふやすだけの予算を取るか取らぬかというところに決着すると私は思ひます。したがつて、今後におきまして、河川法をこういうふうに変更をして、そして世間大方の御理解をいただきます。河川行政の徹底を期する

○見玉委員 先ほど一つだけ聞き落と

したのですが、慣行水利権の問題、今度管理形態が変わってきますから、ある程度の慣行水利権の統制、統合、廃止というものは考えられるわけです。そういうことは当然これは河川台帳の抜本的な調製というものが必要だと思ふのですが、この点については相当長期であり、しかも広範囲でございまして、この河川台帳の調製にはかなり手間取ると思ふのですが、台帳の整理統合についてはどういふふうな対策をとっておられるか、この点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○畑谷政府委員 慣行水利権の問題につきましても、この条文に書いてございまして、今回この法律によりまして、水利台帳というものをつくりまして、その水利台帳に載せて——この慣行水利権を含めまして、水利調整の基本調査に資する、それで届け出をしてもらひまして、その台帳に載せる、こういうことでございまして。どこまでも、先ほど大臣がお話ししましたとおり、慣行水利権というものは十分尊重していききたい、こういうふうにかゝります。

○児玉委員 この法律が実施されてから、大体どの程度の期間で全体の調製を完了し終わるのか、その辺の目標を立てておれば、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○畑谷政府委員 この水利調整というのは、新しく新規の水利が起つたときに水利調整というものをやります。台帳の整理は、これは非常に明確にできます。簡単に一年二年の間に全部調製いたします。ただ届け出の問題でございまして、届け出がなければ、

れば、台帳の記載が漏れるという場合がございまして。これは私も、できるだけ積極的に届け出てもらひまして、そういう台帳に載せるように、いろいろな面から指導してまいりたいと思ひます。

○児玉委員 これは要望でございまして、けれども、慣行水利権というのは非常に長い歴史を持っておりまして、その間に当事者同士の利害関係というものがあつて、かなり混乱を生ずるのではないかと、こういう非常な危惧の念を持っています。特に農業用水等に関しては問題が深刻であります。この調製については慎重な配慮をしていただきたいというのを要望いたします。

次に水防との関係で、私はずっと読んできましたが、特に水防関係については、地域の消防団なり自治体においても、かなりの負担をして水防措置をとっているわけでありまして。この点について、河川法における水防に關する経費負担なり、そういう措置はどうか、この点に、特に地方自治体ではかなりの努力をしてやっているわけでありまして、これに關しての見解を承りたいと思ひます。

○畑谷政府委員 水防に關しましては、現在あります水防法によりまして、その面から水防に対する措置をやりたい、こういうふうに考えます。

○児玉委員 水防は河川と密接不可分だと思ふのです。水防法というものはこれは独立した法律でありまして、けれども、やはり河川管理の面から、特に地方自治体等においては相当の犠牲を払っていると思ふのですが、この点は河川管理という面から、水防法にま

かせておけばそれで十分だ、こういうような見解でございまして。

○畑谷政府委員 水防という、非常に大きな面から、河川工事そのものが水防の非常に大きな前提になるわけでありまして。決して水防がおろそかにならないというわけではございせんが、そういう工事は完了したけれども、いわゆる災害が目前に迫っている、あるいは災害が起つたというときに、その自衛手段としてどういふ動作をするかという問題につきましては、水防法のほうでやる、こういうことでございまして。

○児玉委員 あと二点ほど聞きたいと思ふのですが、特に今度の法律では、ダム群の操作規程というものがわりあいこまかく規定されているわけですが、これは独立するダムに対する操作規程ではなからうかと思ふのですが、今回特に水系主義をとったためから考えますならば、一つの河川に付随するダム群というものが存在するわけですが、この点、これはそれぞれの独立したダムに対する操作規程であると同時に、一つの水系主義のたてまえから考えますならば、その水系にあるダム群の全体の操作調整ということがきつめて重要な意義を持つものではないかと、これを考えるわけでありまして。そういう点を操作はどうかという立場からこれをやっていこうとするのか、この点について、現在規定されている個々のダム操作規程との関連について、見解をお聞かせ願ひたい。

○畑谷政府委員 ダムの操作につきましては、二通りの問題がございまして、いわゆる洪水調節を目的としなないダム、いわゆる利水ダム、それとも一

つ洪水調節をするダム、そういう問題がございまして、平常において河川を正常な機能に流すという面については、これは水系一貫としての操作内容について十分検討して、操作規程を認める。もう一つは、いわゆる洪水が起つたときにそれをどういふようにするかというものであります。当然これは洪水調節機能を持つているダムにつきましては、水系一貫としての観点から、そういう動作をする。もう一つは、いわゆる通常においてそういう洪水調節機能あるいは目的を持つておらないダム、これにつきましては、いわゆる緊急非常事態の場合においては、それに相当する、洪水を安全に流し得るというのを目標にいたしまして、それぞれの指示をする、こういうふうにかゝります。

○児玉委員 特に私は、ダム群の操作ということはきつめて重要な問題だと思ふのです。でありますから、いま局長が答弁したように、調節できるダムと調節できないダムがあると思ふのです。そういう点から考えますならば、やはり水系主義をとるためから、特に管理の責任者である建設省においては、やはりこのように一級河川等においては特に過去に災害の大きい河川については、詳細な規定をしていかないと、単に個々のダムの操作規程だけでは十分にその目的を達成することは困難ではないか、こういうふうに考えます。やはり水系別のこのようなダム群の特に多い河川については、もう少し積極的な取り組みをしていかないと、取り返しのつかない結果を招くのではないかと考えるわけです。この点についての見解を承りたい。

○河野國務大臣 御説はごもっともですが、何も河川法が変わったから変わらぬからといって、ダムの管理が変わるというのではないので、これまでダムの運営につきましては十分に研究されてやっておられる。それを今度の河川法によって、御承知のとおり、よりこまかく、より強度の監督権を発動してやろう、こういうことにいたしておるわけではございまして、なおこれが運用につきましては、万全を期して運用してまいり、こういうつもりであります。

○児玉委員 最後に一点だけ伺ひたいと思ふのですが、特に今度の改正によりまして、一級河川に対する国の負担割合が変わつてきたわけですが、治水十カ年計画により、昭和四十四年度を期限として、それまでは法律の適用をしますが、それ以降は費用の負担割合というものはどういふふうになつていくのか、この点を最後にお聞きして、私の質問を終わります。

○河野國務大臣 四十三年になりましたが、私が建設大臣をしておるとは考えられませんが、私は、従来の経験からいまして、こういう補助率が一ぺん上がったものが下がるということとは、日本の法律の常識や政治の常識にはない、こういうふうにかゝります。これがこのまま続くものであると期待いたしておるわけでありまして。

○丹羽委員長 金丸徳重君。○金丸徳重委員 私は、きょうは実は少し時間をちょうだいして、逐条的に、私のわからぬところや疑問な点をお伺ひしたかったのでありますが、もういかに時間もなくなりました、御迷惑をかけてもいけませんから、大綱

だけお伺いをいたします。お答えのほうも、要点だけお答えをいただけばけっこうです。

その前に、ただいまの質疑の中で出てまいりましたが、河川の流水の概念でありまして、これには地下伏流水も入るといふお答えであります。私はそうなければならぬと思っておったのでありますが、洪水はどういうふうにお考えでございますか。管理の対象になるところの河川の概念の中に入っているものであります。

○畑谷政府委員 洪水というのはいわゆる大水のことでございますか。——これも当然入ってまいります。

○金丸(徳)委員 そうしますと、その管理の対象になると、管理権者は、それを何とかつかまえて、何とか処理しなければならぬ責任を負っておる、もちろん権利もあるわけでありまして、それから、義務がある、こう考えてよろしいでしょうか。

○畑谷政府委員 私は、河川の管理というものは、もちろん水の利用もそうですけれども、そういうような水がいかにかに管理して措置するかということが基本であると思ひます。

○金丸(徳)委員 この洪水によって生じた損害につきましては、管理者は責任を負うておるといふふうにお考えます。いままでは洪水は天災である、しかたがない、あきらめろ、ということでおったやに思われる。今度の河川法では、はっきりとこれが管理の対象になる、そして洪水をも管理の対象として、生じたところの損害については、管理者が責任を負うてということになりますと、それにより生ずる損害は一切ということはどうか知りませんけれども

も、負うべき根拠と申しますか、大綱は持つておる、こういうふうにお考えよろしいでしょうか。

○河野國務大臣 法律的にいろいろむずかしいようでございますけれども、河川を管理するというのは、災害をなくすることが第一の眼目でございまして。しかし、われわれの人為をもつていかんともすることができない災害が起つたときは、これは天災であると思ひます。

○金丸(徳)委員 天災だからやむを得なからう、というようなお考え方が基本にあるようでありますが、天災には、たとへば地震であるとか雷であるとかあるいは冷害であるとか、どうにも管理のしようのないものがある。しかし、今度はそういう天災をも管理の対象として、国がこれに対して責任を負つていこうということに、今度の河川法の大きなねらいがあるように思ひます。大きな理想があるように思ひます。

○河野國務大臣 御承知のように、政府におきましては、行政の基本を統計に基盤を置きまして、大体過去何十年間にどの程度の雨が降つて、その雨が降つた場合にはどの程度の流水が出てまいる、それに対してどういう水防をするという、一応われわれの考えられる範囲の災害は防除するということを理想としております。しかし、御承知のとおり、最近特にひんぱんに起つております集中豪雨のごときは、われわれの想像以上のものが出てくる、これを称して、私は天災という意味で言つておるわけであります。そういう場合には、これはいかんともしようがないと私は思つてございまして。ただし、その天災を、われわれが可能な範囲において防除していくために努力をする、その努力の範囲を広げていくことが、今度の法律の改正の要旨である、こう御了承いただきたいと思ひます。

○金丸(徳)委員 以下こまかくなるわけですが、六条の「河川区域」といふものがございまして。この河川区域といふものは非常に範囲がめんどうになるものであります。例の受け土手といふのが、これは俗称であるからわかりませんが、扇状地帯によく出てくるのですが、土手がありまして、次の川を受けるために、こういうふうな土手をはすに入れます。この土手は切れておる、それからまた流れていって、次にまた受け土手といふものがあつて、はすに上流の水を受けて入れておる。その受けどいと木堤との間は、どの程度に河川区域になるのか、またどの程度に河川保全区域になるのか、これは政令に譲られるということのようでありまして、どういふ範囲、どういふ程度をもつて政令をおきめるに予定されておりますか、これは住民の権利義務に大きく影響してまいりますから、一応の基準だけを伺つておきたいと思ひます。

○畑谷政府委員 この六条には、河川区域といたしまして一、二、三号ござい

います。一というのは、常に水が流れておる、もちろん伏流水といふものがあるから、それが下がつておるようなところは、伏流水になつておるところはもちろん砂利だけですけれども、これは一号であります。それから二号は河川施設があるその下の敷地でありまして、ですから、いまのような状態のものは当然三号の「堤外の土地」カッとして「政令で定めるこれに類する土地を含む」。こういうような状態になります。これはやはりケース・バイ・ケースであります。貯留の用をするために当然必要であるというところであれば、これはこの三号の中に入るといふふうにお解してあります。

○金丸(徳)委員 この点はケース・バイ・ケースでよく管理していただければならぬわけでありまして、実際、こうはすになつておるところは、大きな耕地になつておたり、また工場なんかできておたり、したがつて、今度の河川法におきましては、これを厳重に公示したりしまして、相当の私権の制限もいたしてあります。もう一つは、伏流水が河川流水として管理されるということになりますと、その土地でもつてその伏流水を利用しておつたもの、あるいは工場などは、今度あらためて保全区域——六条は河川区域であります、あとのほうの五十四条の保全区域の指定を受けることになります。したがつて、これはすみやかに政令の基準を公示するといひますか、きめていただいてなせぬと、後においてかなり問題を起すのではないかと申す。この点はどういふふうな御準備がありますか。

○畑谷政府委員 実際の土地に行つて見なければわからぬと思ひますが、少なくとも工場があるとか、そういうようなところがあるということになれば、河川工事としては、そういうところは貯留としての地域じゃないといふふうな一つの計画が立つておるところだらうと思ひます。そこで、この河川の水系におけるいわゆる水行政の基本計画を立てるときに、きちつとやつて、なおかつ、やはり先生の御説のとおり、いろいろな工事あるいは行為の規制がございまして、これはすみやかにやる、これが確かに必要だと思ひます。

○金丸(徳)委員 次に、第二十一条を見てみますと、工事の施行に伴つて損失の補償を約束なさつておられます。これは工事の施行に伴つて起きた損害についてだけをおつておるようでありまして、たとえばダム・アップしたといふようなことのために、付近地及び下流に浸透水がいった。そこで田畑に損害を起し、あるいは住宅の価値を下げたといふような場合についてはどういふふうに取り扱つておられるのであります。第二十一条では、どうもその問題は解決できないように思ひます。

○畑谷政府委員 この二十一条の「工事の施行に伴う損失の補償」といふのは、この条文の中に書いてございまして、この「当該河川に面する土地」といふに、「当該河川に面する土地」について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、」云々と、こうなつておりますので、実際の工事をやり、それと並行してこういうような施設をするといふことだけに限りますから、いま先生のお話のとおり、水が浸透して云々といふことは含まれてお

の河川法においては捨てられなければならないと思うのであります。そこに非常に新しい河川法の理想がなければならぬと思うのであります。しかし、

いままでの考え方の情性からいきま
し、とかくいまのように既得権を主張
し、そしてその既得権があたかも正当
であるかのようにとられておりますか
ら、この機会にはつきりとその点を宣
明しておいていただきたい。

○河野国務大臣 先ほど申し上げま
すとおりに、常時流れる水の量というよ
うなものであれば、いまお話しするよ
うに、上流が非常な得をして下流はそれ
によって圧迫を受け、迷惑を受け、損害
を受けるときには下流が受けるという
ようなことはないわけでございませう。

問題は、水の流れる異常の流水がいろ
いろな問題を起す。洪水の場合、洪水
の場合ということだと思ふのでありま
す。したがって、水系を一貫して管理
するということには、先ほど来申し上げ
ますとおりに、上流においてすみやか
に多目的のダムを多数に建設して、そ
うして可能な限り常時流れる水の量を
一定にしていこうようにつとめていく、
これが私は理想だと思ひます。そうい
うふうにだんだん持たせてまいりたい
ことに逐年努力を重ねてまいりますれ
ば、その結果は、そう長い先でなしに、
実行できるのではないかと、こう私は思
ひまして、今回の予算もしくは今後の
運営におきましても、まず第一は砂防
工事に徹底をする、第二にはダムの増
設に努力する、そして流水をなるべく
異常洪水、異常洪水の起こらないよう
に努力するということに専念してまい
るといふことが、水系を一貫して管理
してまいる基本の理想でございませう。

この理想達成のために努力いたしたい
と考えておるのでございまして、その
経過過程におきましては、多少のこと
は——これは従来より悪くなるという

ようなことは——既存の既得権につ
きましては、これは絶対に尊重してまい
るつもりでございませうが、従来よりも
悪くなるということはこれはあり得な
いことではあります。いまお話しするよ
うに、理想をどこに置かうかといへば、理
想は、いま申し上げました方向に置き
まして、そして上流、下流ということ
の区別のないようにしていきたい、こ
う考えております。

○丹羽委員長 栗原俊夫君。

○栗原委員 時間が非常に急迫して
おりますので、答弁の内容によつては一
発の質問で終わりたいと思ひます。

前回お尋ねした河川敷きの問題に
ちよつと執念がありますので、いま一
度やり直します。

新しい河川法の「河川区域」の第三
号、「堤外の土地の区域のうち、第一号
に掲げる区域と一体として管理を行な
う必要があるものとして河川管理者が
指定した区域」これが現行法の第二号
の河川認定に当たるように思われるわ
けです。現行法では、河川認定をし
ますと、当然そこにあるところの私権が
新法の第六号によつて排除される。ところが
新法の第六号によつて河川区域に認定
されても、河川区域にはなるが、そこ
にある私権は排除されない、こういう
ことになりませう。これはどうも少し権
衡を失ふように思ふわけですね。こ
ういふ議論をしまして、その後法務省や
あるいは行管等ではいろいろ話を聞いて
みましたが、今回の、すでに認定され
た河川区域は国有に属する、今度は積
極的な規定がある、しかも今後認定さ
れる河川区域は、私権はそのまま存続
する、それを救済するために、現行の
河川法施行規程の第九号、第十号が、新

しい施行法の第十九条を受けてそのま
ま有効として存続するのだ、それは旧
所有権者に占用の優先権を積極的に与
えておるから、これによつて救済でき
ておるのだ、こういうふうに説明され
ておるわけですね。私もその点は十分理
解はできるのですが、この現行河川法施
行規程の第九号は、いかにも占有権に
ついて優先的に下付せねばならぬとい
う規定でありますから、いいようであ
りますけれども、中に幾つか問題に
なる文字が使われておるわけですね。荒
れ地にあらざる限り——この荒れ地に
あらざる限りというのが具体的な場合
になかなか問題になる。私たちが具体
的に当面した場合には、農地であつた
ものが河川状況になつたのだから、農
耕ができなかつたところは荒れ地にな
つたのだ、だから「荒地ニアラサ
ル」土地ではない、したがって占有権
の優先的下付の対象にはならないの
だ、こういうぐあいに出てきて、なか
なか問題になつておるわけですね。そ
で、この規程の成立した当時には、農
耕地が洪水によつて河川状況になり、
農耕地に適さなければ、これは荒れ地な
のだ、こういう観念があつたと思ふの
ですが、現時点においては、この「荒
地ニアラサルモノ」は、農耕地に適し
ないという解釈ではなくて、実をいえ
ば、経済的な価値を失つたのが荒れ地
である、したがって、旧所有者が何ら
かの経済的価値を認めて占有権を願
ひ出した場合には、優先的に占有権を下
付せねばならない、そうして、そこに
は、公益云々、これは河川管理上に支
障を来たさざる限り、こういう意味だ
と思ふのですが、このように解釈して
いくべきだ、でき得れば新法の施行法

案の中に、占用の個所に、そういう点
まで明確にしてうたつてもらへれば
けっこうだと思ふのです。しかし、旧
施行規程の効力がそのまま効力を有す
るのだという形で受け継がれておるわ
けですけれども、この点、「荒地ニア
ラサル」土地については「荒地」
の解釈を、旧所有権者が経済的な価値
を認めておるといふ形に具体的に解釈
してもらへるかどうか。そういうこと
になれば、現に所有権は没収されて
も、価値を認める限り、占有権が優先
的に与へてもらへれば、新たな法律で
河川区域に認定されて、所有権を失な
わなければならない、河川管理上の制限
は限する、所有権はないけれども、し
かし経済価値を持つておる限り占有権
は与へる、こういう形の中で均衡が
保つていけるのではないかと、このよ
うに思ふのですが、この点の御解釈を、
ひとつずばり一発御明答いただき
たいと思ふのです。

○河野国務大臣 原則的には、お話し
のようなことで、私は差しつかえない
と思ひます。ただ何ぶんにもいろいろ
なケースが起つてくる場合が考えら
れますので、異常の場合については異
例な解釈をしていかなければならぬ場
合があるかもしれないが、原則とし
ては、ただいまお話しのような解釈を
とることでは差しつかえない、したが
って、今後におきましては、ただいまお
述べになりました点を十分に参考に
いたしまして、取り運びを進めてまい
ることにいたさせます。

○栗原委員 どうもありがとうございます。

○丹羽委員長 吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 大臣にお尋ねしたい

のですが、実は事務当局とは質疑応答
を重ねてまいつたのですけれども、納
得することができませんので、最終的
に大臣の御意見を伺つてみたいのであ
ります。

それは、この河川法案にはいろいろ
とたくさんな委任命令が記載されてお
ります。実はこの法案を通覧いたして
みますと、五十二カ条にわたります
て、政令の数が七十二出ております。
元来この政令は、申し上げるまでもな
く、七十三号の六号によりまして、新
憲法が新たに委任命令を出し得るとい
う規定を設けまして、内閣法の十一
条によりまして、ただしこの政令には
国民の権利を制限したり義務を課す
ことができないということになつてお
ります。そこで、国民の権利義務に直
接間接影響のある非常に重大な法律で
ありますので、これはやはり憲法の精
神を十分に尊重するということでない
といけないのじゃないかと思ひます。ま
ずそれについて、概括的に心がまえを
伺つておきたいと思ふのです。

○河野国務大臣 当然のことと考へ
ます。

○吉田(賢)委員 そこで、この政令の
個所を点検してみますと、非常に重要
な規定がずいぶんございませう。私は
一々朗読することはやめさせていただきます
が、特に重要な規定といたしまして、第四
号がございませう。第四号は、一級河川
を政令で指定するということになつて
おります。一級の河川が政令で指定さ
れるということになりますと、一級河川の
指定に伴ひまして、国民の権利義務が
大きく制約されてまいります。あるい
はまた罰則の規定もございませうことは

申し上げるまでもございせん。したがういまして、これはやはり相当苦心なさつてでも、何とか一府法律をおつくりになつてしかるべきではなかつたか。私も河川の問題はいろいろとありまして、また同時にいろいろな文献をあさつてみましても、河川とか水系というものの定義をつけることすらなかなか困難のようでありまして、しかしいづれにいたしましても、国会は申すまでもなく唯一の立法機関でございますから、国会によつてのみ法律ができる、その国会におきまして、法律でなければならぬものは、どんなにむずかしうても、責任を持って法律化しておかねばなるまいじゃないか、こう思ふのであります。

そこで、試みに労働省設置法のできた経緯を見てみますと、第一回の国会、政府提案であります、この第三條第一項には「労働局、職業安定局、婦人少年局、職業安定局、その他が規定されておつて、第二項以降におきましては、必要のあるときは政令の定むるところによつて前項の部局のほかに部局を設けることができる、この趣旨がございまして、衆議院においては、この点についての論議はあまりなかつたのであります、ところが参議院でひつかつてしまつたわけ、この第二項は削除されてしまつたわけでありまして、この点、憲法調査会におきまして、第二委員会の第二十三回の會議録にも明記されておまして、そこで委任命令というものの重要性が強調されておるわけでありまして、私はこの機会に、この法案は成立するものと思ひますが、また法律において指定していくことはなかなか困難な作業であ

りますけれども、やはり憲法の条章を順守し、法律立法の国会の立場を重視いたしまして、大臣においてはでき得べくんば——この国会もやはり法律の内容として一級河川を指定するということであつてほしいのだが、どうしてもいけないというのであれば、これは何らかの方法によつて、政府において処理をしなければなるまいじゃないかと思ふのですが、いかがなものでございましょう。

○河野國務大臣 政令に譲りましたのは、河川の名前をきめるだけでございます。どういふものを一級河川にする、どういふことをやるかということ、これは本法において規定する、したがって私はこれで一向差しつかえないじゃないか、こういう解釈であります。

○丹羽委員長 吉田君に申し上げます、もう十分たまたましたから、これで終りにしていただきますと思ひます。

○吉田(賢)委員 政令で名前をきめるだけではないに、具体的に一級河川といふものをおきめるには、なほ天然自然に川はあるのですけれども、それを法律上の一級河川と決定するのは政令なんです。だから、その政令できめて重大な国民の権利義務に影響を及ぼすものをきめるといふことは、それは国会の立場を無視した行政の越権になるのではないかと、つまり委任立法の範圍逸脱ではないかと、こういうことでありますから、憲法順守の精神から考えますと、非常に大きな過失を犯すことになるのではないかと、これはいまの労働省設置法の経過にかんがみまして、私はやはり当然厳格に解釈すべきものであらうと考えておりますが、その点につきまして、大臣のお

考えを重ねて伺つておきます。

○河野國務大臣 私はいまのお話と解釈を異にいたします。どういふものを一級河川にするかということ——一級河川にした場合にはいかに法律上の行政行為をするかということ、これを政令に譲ります、ただこれを政令に譲りますものは、その一級河川として該当するのは何という川、何という川、何という川という、川の名前を規定するだけでございまして、もう一つお考えいただきたいと思ひますことは、吉田さん、道路はどういふことになりましようか。道路は一級国道、二級国道、県道とそれぞれあります。しかしこれはみなそれぞれ政令で、どれを一級国道、どこからどこまでを二級国道にするかということ、これを政令に譲ります、河川も道路も管理する意味においては同じじゃないか、こういうふうに思ひます。

○吉田(賢)委員 道路と河川とは違ひますから、これは議論すれば少し時間をとりますのでよめますが、河川は河川といたしまして、他の法律によつておかしらう、もしくは、その法律の趣旨のいかんにかかわりませう、河川法自体といたしまして独立してお考へにならなければ、これはそれをもつて答へたということになつてしまふ、單なる議論にすぎないことになるのであります、この点は提案者の大臣といたしましては、いささか御認識が不足ではないかとさへ私は考へるものであります、やはり立法の例といたしましては、確かに形も、心がまえも、またものの掌握のしかたにおきまして、大きなあやまちになつておるといふのはないものであります。單

に名づけるものでも何でもございせん、法律上の河川を決定するのですから、自然の河川は天地始まつて以来あるわけですから。

○丹羽委員長 他に質疑の通告もございませぬので、これにて両案に対する質疑は終局するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認め、両案に対する質疑は終局いたしました。

○丹羽委員長 この際、岡本隆一君外八名から、河川法案に対する修正案及び河川法施行法案に対する修正案がそれぞれ提出されております。

河川法案に対する修正案

河川法案の一部を次のように修正する。

- 目次中「(第十六条—第二十二條)」を「(第十六条—第二十三條)」に、
「(第二十三條—第三十七條)」を「(第二十四條—第三十九條)」に、
「(第三十八條—第四十三條)」を「(第四十條—第四十五條)」に、
「(第四十六條—第五十一條)」を「(第四十六條—第五十二條)」に、
「(第五十三條)」を「(第五十四條—第五十五條)」に、
「(第五十六條—第五十八條)」を「(第五十六條—第五十九條)」に、
「(第五十九條—第六十一條)」に、
「(第六十二條—第七十四條)」を「(第六十二條—第七十五條)」に改める。
第二條の見出しを「(河川管理の原則等)」に改め、同條に次の一項を加

える。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

第四條及び第五條を次のように改める。

(一級河川)

第四條 この法律において「一級河川」とは、次の各号の一に該当する水系で建設大臣が公共の利害に特に重要な関係があると認定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ)をいう。

一 流域面積、延長又は流量が政令で定める基準以上のもの

二 流域内の人口又は耕地面積その他産業の規模が政令で定める基準以上のもの

三 二以上の都府県の利害に係るもの

2 建設大臣は、前項の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ。

5 建設大臣は、第一項の認定をしたときは、建設省令で定めるところにより、当該水系ごとに、一級河川の名称その他必要な事項を公示しなければならぬ。

(二級河川)

第五條 この法律において「二級河川」とは、前條第一項の認定をさ

第七条中「第九条第一項又は」を
第九條を次のように改める。

つ、河川管理計画に基づいて、」に改め、同条第三項を削る。

第六十条から第六十二条までを削

た者があるときは、政令で定めるところにより、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければ

、同条第二項中「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同条を第三十七条とし、第三十四条第一項中

において当該許可に係る行為をする者は、当該行為により当該遊水地域の機能が滅殺されることとなる

場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

第二十二條から第二十八條までを一条ずつ繰り下げ、第二十一條の次に次の一条を加える。

(洪水常襲地帯)

第二十二條 建設大臣は、洪水による災害の発生回数、降雨量その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、河川審議会の意見をきいて、しばしば洪水による災害が発生している河川に係る都道府県の区域の全部又は一部を洪水常襲地帯として指定する。

2 建設大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 河川管理者は、洪水常襲地帯においては、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減するための河川管理施設を他の地域に優先して設置しなければならない。

第六十三條第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第六十四條の見出し中「納付又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「第六十條第二項後段若しくは第六十二條の規定により国が負担すべき費用又は前条第三項」を「第六十二條第二項の規定により国が負担すべき費用又は前条第一項」に改め、同項を第六十四條とする。

第六十六條中「第五十九條及び第六十條第二項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは建設大臣、都道府県であるときは

当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下次条、第六十八條及び第七十條において同じ。」を削る。

第六十八條第一項中「第二十六條」を「第二十七條」に、「第五十九條及び第六十條第二項前段」を「第六十二條第一項」に改める。

第七十六條第一項中「第二十三條又は第二十六條」を「第二十四條又は第二十七條」に、「第四十一條」を「第四十三條」に改め、同条第二項中「第二十二條」を「第二十三條」に改める。

第七十七條第一項中「第二十三條から第二十七條まで、第三十條、第三十一條第二項、第五十五條第一項若しくは第五十七條第一項の規定若しくは第二十八條若しくは第二十九條」を「第二十四條から第二十八條まで、第三十一條第四項、第三十二條、第三十三條第二項、第五十八條第一項若しくは第六十條第一項の規定若しくは第二十九條若しくは第三十條」に改める。

第七十九條第一項を削り、同条第二項第一号中「工事実施基本計画」を「河川管理計画又は工事実施基本事項」に改め、同項第三号中「第二十三條、第二十四條、第二十六條、第二十九條若しくは第三十四條」を「第二十四條、第二十五條、第二十七條、第三十條若しくは第三十六條」に改め、同項を第七十九條とする。

第八十一條第二項を次のように改める。

2 委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。ただし、第五号の委員を任命しようとする

ときは、両議院の同意を得なければならない。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員九人以上

四 都道府県知事 三人

五 河川に關し學識経験を有する者 十人以上

第八十一條第四項を同条第六項とし、同条第三項中「學識経験を有する者のうちから任命された委員」を「第二項第五号の委員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第五号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号の委員を任命することができ

る。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

第八十三條第二項中「建設大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

項、第五十五條第一項若しくは第五十七條」を「第二十六條、第二十八條第一項、第五十八條第一項若しくは第六十條」に改める。

第八十八條中「第二十三條から第二十七條」を「第二十四條から第二十八條」に改める。

第八十九條第一項中「一級河川、二級河川、河川区域」を「一級河川又は」を「一級河川若しくは二級河川に係る水系の認定若しくは河川区域、遊水地域」に改め、同条第九項中「第二十二條」を「第二十三條」に改める。

第九十四條中「(指定区間内を除く。）」及び「又は指定区間内の一級河川」を削る。

第九十五條中「第二十三條から第二十七條まで、第三十條第二項、第三十四條第一項、第四十七條第一項、第五十五條第一項及び第五十七條」を「第二十四條から第二十八條まで、第三十二條第二項、第三十六條第一項、第四十九條第一項、第五十八條第一項及び第六十條」に改める。

第九十七條第一項中「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同条第三項第一号中「第二十四條から第二十七條まで、第二十九條、第五十五條第一項若しくは第五十七條」を「第二十五條から第二十八條まで、第三十條、第五十八條第一項若しくは第六十條」に改める。

第一百條第一項中「第四條第一項の政令で指定する水系及び第五條第一項の水系以外の水系に係る河川で市町村長が指定したもの」を「第四條第一項及び第五條第一項の認定をされる水系以外の水系で市町村長が認

定したものに係る河川」に改める。

第二百二條第一号中「第二十三條」を「第二十四條」に改め、同条第二号中「第二十六條」を「第二十七條」に改め、同条第三号中「第二十七條」を「第二十八條」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第五十四條第一項の規定による命令に従わなかつた者

第二百三條第一号中「第三十條」を「第三十二條」に改める。

第二百四條中「第五十五條」を「第五十八條」に改める。

第二百五條第一号中「第四十四條第一項」を「第三十一條第四項又は第四十六條第一項」に改め、同条第二号及び第三号中「第四十七條」を「第四十九條」に改め、同条第四号中「第二十三條、第二十六條、第二十七條第一項又は第五十五條」を「第二十四條、第二十七條、第二十八條第一項又は第五十八條」に改め、同条第五号中「第三十條」を「第三十二條」に改める。

第二百六條第一号中「第四十九條」を「第五十一條」に改め、同条第二号中「第五十條」を「第五十二條」に改め、同条第三号中「第五十八條」を「第六十一條」に、「第二十六條」を「第二十七條」に改め、同条第四号中「第二十七條」を「第二十八條」に改め、同条第五号中「第三十條」を「第三十二條」に改める。

第二百八條中「第三十三條第三項(第五十五條第二項及び第五十七條)」を「第三十五條第三項(第五十八條第二項及び第六十條)」に改める。

第二百九條第一項中「第二十八條又は第二十九條」を「第二十九條又は

第三十条」に改める。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果必要とする経費は、
約一千二百億円の見込みである。

河川法施行法案に対する修正案

河川法施行法案に対する修正
河川法施行法案の一部を次のよう
に修正する。

目次中「第二十三条」を「第二十
二条」に、「第二十四条」第五十六
条」を「第二十三条」第五十五条」に改
める。

第二条中「一級河川に指定される
もの」を「新法第四十一条の認定
をされる水系に係るもの」に改める。
第五条を削る。

第六条第一項中「昭和四十四年度
までの間（昭和四十四年度以前の年
度の予算に係る工事当該工事に係
る経費の金額が翌年度以降に繰り越
されるものについては、その繰り越
された年度までの間）」は、新法第十
条」を「当分の間、新法第十條第二
項」に改め、同条を第五條とする。

第七条第一項中「昭和四十四年度
までの間（昭和四十四年度以前の年
度の予算に係る工事当該工事に係
る経費の金額が翌年度以降に繰り越
されるものについては、その繰り越
された年度までの間）」は、新法第十
条」を「当分の間、新法第十條第二
項」に改め、同条を第六條とする。

第八条を第七條とする。
第九条第一項中「第九條」を「第
十條第一項」に改め、同条を第八

条とする。

第十条第一項中「第九條又は」を
削り、同条を第九條とする。

第十一条中「第六條及び第七條」
を「第五條及び第六條」に改め、同
条を第十條とする。

第十二條中「第四十七條」を「第
四十九條」に改め、同条を第十一條
とする。

第十三條中「第五十四條」を「第
五十七條」に改め、同条を第十二條
とする。

第十四條中「第五十六條」を「第
五十九條」に改め、同条を第十三條
とする。

第十五條を第十四條とし、第十六
條から第十九條までを一條ずつ繰り
上げる。

第二十條第一項中「第十二條から
第十六條まで」を「第十一條から第
十五條まで」に改め、同条第二項中
「第二十三條から第二十七條まで」を
「第二十四條から第二十八條まで」に
改め、同条を第十九條とする。

第二十一條を第二十條とする。
第二十二條中「一級河川、一級河
川の指定区間又は二級河川の指定」
を「一級河川又は二級河川に係る水
系の認定」に改め、同条を第二十一
條とする。

第二十三條を第二十二條とし、第
二十四條を第二十三條とし、第二十
五條を第二十四條とする。

第二十六條のうち、第二條第一項
の改正規定中「第九條」を「第十條」に
改め、第三條の改正規定中「第二十
三條」を「第二十四條」に改め、第
八條の改正規定を次のように改め

る。

第八条を次のように改める。

第八条 都道府県は、政令で定め
るところにより、その収納する
負担金を国に納付するものとす
る。

第二十六條のうち、第二十四條及
び第二十五條の改正規定中「第二十
三條」を「第二十四條」に改め、第
三十二條の改正規定を次のように改
め、第二十六條を第二十五條とす
る。

第三十二條中「又は多目的ダムを
管理する都道府県知事」を削り、「あ
らかじめ」の下に「関係都道府県
知事」を加える。

第二十七條第二項を次のように改
める。
2 前項に規定する多目的ダムで第
六條の規定により建設大臣が工事
を施行するものについての都道府
の費用負担については、なお従前
の例による。

第二十七條第三項中「昭和四十五
年三月三十一日までの間は」を「当
分の間」に、「第十條」を「第十條第
二項」に、「第二十三條から第二十
七條まで若しくは第二十九條又は第
三十四條」を「第二十四條から第二
十八條まで若しくは第三十條又は第
三十六條」に改め、同条第五項中「昭
和四十五年三月三十一日までの間
は、河川法第三十條、第三十三條第
三項、第三十八條から第四十條まで
及び第四十二條から第四十四條ま
で」を「当分の間、河川法第三十二
條、第三十五條第三項、第四十條か
ら第四十二條まで及び第四十四條か
ら第四十六條まで」に改め、同条を
第二十六條とする。

第二十八條を第二十七條とする。

第二十九條を次のように改める。
（治水特別会計法の一部改正）

第二十八條 治水特別会計法（昭和
三十五年法律第四十號）の一部を
次のように改正する。

第四條第一項第二号中「河川法
（明治二十九年法律第七十一號）第
二十七條ただし書若しくは第三十三
條」を削り、「第三十三條第一
項」を「第三十三條」に改め、同
項第四号中「河川法第三十條から
第三十二條まで」を「河川法（昭和
三十九年法律第 号）第六十
六條から第六十八條まで若しくは
第七十條第一項」に改める。

第五條第一項第二号を削り、同
項第三号中「第三十一條又は第三
十二條」を「第六十七條又は第六
十八條」に改め、同号を同項第二
号とし、同項第四号を同項第三号
とする。

第三十條中「第六條第一項又は
第七條第一項」を「第五條第一項
又は第六條第一項」に改め、同条
を第二十九條とする。

第三十一條のうち、第二十二條
に一項を加える改正規定中「第四
十四條」を「第四十六條」に改め、
第二十三條第一項の改正規定中
「第九條（一級河川の管理）」及び
第十條（二級河川の管理）」を「第
十條（一級河川及び二級河川の管
理）」に改め、同条第三項の次に一
項を加える改正規定中「第四十七
條」を「第四十九條」に改め、第
二十七條の次に一項を加える改正
規定を次のように改め、第三十一
條を第三十條とする。

第二十七條の次に次の一條を加
える。

第二十七條の二 第二十六條第三
項及び前条第三項の規定は、一
級河川における特定施設に係る
第二十六條第一項及び前条第一
項の交付金については、適用し
ない。

第三十二條を第三十一條とし、第
三十三條を第三十二條とし、第三十
四條を第三十三條とする。

第三十五條のうち、第二十二條の
改正規定中「第二十四條」を「第二
十五條」に改め、第三十五條を第三
十四條とする。

第三十六條を第三十五條とし、第
三十七條を第三十六條とする。

第三十八條のうち、第十條第二項
の改正規定中「第五十四條若しくは
第五十六條」を「第五十七條若しく
は第五十九條」に改め、第三十八條
を第三十七條とする。

第三十九條を第三十八條とし、第
四十條を第三十九條とする。

党の諸君は、悲痛なるこの願いを無視して、われわれの修正意見を取り入れることなく、本改正案を提案しているのであります。まことに冷酷無情、無神経きわまるというのばかりありません。これでは、利水権は国の手に、水はおれたちに自由に使わせろ、ただし、そのためにどこにどんな水害が起るようになって、それはおれたちの知ったことではないということになりまして、今度の河川法改正は、利水第一主義の改正であると言われてもしかたがないのであります。地域住民の犠牲において、水を求める産業に奉仕せんとする改正であるとのそりを免れることはできません。これが本案に修正を要求する理由の第四であります。

第五は、ダム操作に対する河川管理者の指揮権の問題であります。本改正案におきましては、災害防止のためのダムの緊急措置に對し、はなはだ億萬であるということであり、従来発電ダムは、洪水に際しまして、しばしば予備放流を怠り、あるいは急激な放流を行なつて、下流住民に重大なる危害を与えるような事故を起してまいりました。かかる経緯にこりまして、今回の改正法案では、ダム操作に関する詳しい規定を設け、ダムの安全性のために特段の配慮を払つております。ところが、ダム使用権を物權とみなすという考え方の中に、ダム操作に関する統一的管理にきわめて億萬なるものがあります。昨年の国会において、緊急の場合に、河川管理者は、ダムの設置者に対し、災害を防止するために必要な措置をとることを勧告することができると修正されたのを、指示することができると修正されました。しかし

われわれは、この程度の修正をもつてダム操作の安全性を確保することはできないと思つてあります。流水は公共のものであります。ダム設置者は施設を設けることによってダム使用権を持ちますが、それは、權利として流水を事業の目的に使用することができ、その資格として使用を許されているのであるとわれわれは理解しております。それゆゑに、公共の安全に重大なる影響ありと懸念される場合には、進んで災害の防止に協力する義務があるものと考へております。そして、河川管理者は、各水系ごとに洪水管理本部を設けて、これら幾つかのダム群を科学的に統一的管理し、指揮して、災害防止の実をあげるべきであります。そのためには、河川管理者は、緊急の際に、ダム設置者に対して命令権を持たなければなりません。指示することができるといつた改正案の程度の消極的な態度をもつては、十分な成果を期待することはできないのであります。レーダーや電子計算機の発達した今日では、ダム群の科学的な管理によつて、完全な洪水管理ができるはずであります。命令権のない管理者にこれを求めんとすることは、武器なくして戦ふに等しいといひるのであります。命令権なきダム管理は、魂なき管理といふほかありません。これが修正を求める第五の理由であります。

さらに、河川法施行法案に対する修正案は、以上の河川法案に対する修正に伴い必要となる経過措置、並びに係法律についての整理を行つたものであります。明治二十九年に制定された河川法は、いま、時代の進運に伴つて、画期的な改正が行なわれようとしたしております。それだけに、われわれは、その改正にあつては、その本来の目的を見失つてはなりません。政府内部のなわ張り争いにゆがめられたり、資本の圧力に屈服するようなことがあつてはなりません。国民生活の安定のため、経済の伸展のために、正すべきところは正さなければなりません。そして、国民の生命と財産を守るための治水は、何よりも重要なものとしなくてはなりません。しかるに、政府原案は、この重大なる河川法の使命を忘れてゐるのであります。いわば魂を置き忘れた河川法改正といふべきであります。これに魂を吹き込まんとするのがわれわれの修正案であります。

皆さん方の御賛同をお願いいたします。提案の趣旨説明を終ります。(拍手)

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

○丹羽委員長 河川法案に対する修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から意見を聴取いたしました。河野建設大臣。

○河野建設大臣 ただいま社会党を代表して、河川法案の一部修正の動議が提出されましたが、政府といたしましては、原案をもつて妥協的なものと考へ、遺憾ながら、修正案に賛成することとはできませんので、原案のまま御可決あらんことをお願い申し上げます。

の河川法案及び河川法施行法案に対するそれぞれの修正案の四案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、これより直ちに採決に入ります。

まず、岡本隆一君外八名提出の河川法案に対する修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決いたしました。

引き続き、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よつて、河川法案は原案のとおり可決いたしました。

次に、岡本隆一君外八名提出の河川法施行法案に対する修正案を採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決いたしました。

引き続き、河川法施行法案を採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立多数。よつて、河川法施行法案は、原案のとおり可決いたしました。(拍手)

が提出されております。この際、提出者吉田賢一君から趣旨説明を求めます。吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 朗読いたします。

附帯決議

一、本法施行に當つては、国の行政権強化に伴い、自治権、私権等、その運営上幾多の問題が予想されるのであります。したがつて、法の実施にあつては、これまでの憲法上の自治権や私権等に対し、不当な侵害にならぬよう十分なる配慮を行なうべきこと。

二、洪水の頻発する地域の治水対策を促進するため、治山治水緊急措置法等の整備を図り、実効ある措置を講ずべきこと。

三、河川保全区域における行為の制限の適用をうける地域については、免稅措置等について十分の考慮をはらうこと。

四、流水の占用に對する建設大臣の許可は、一定基準以上に限定し、その他は、都道府県知事の権限とするともに、河川区域内の土地の占用、土石等の採取の許可、その他の河川の管理に關する従来の知事の権限についても十分考慮するものとする。

右決議する。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

○丹羽委員長 本動議について発言の申し出がありませんので、これを許します。岡本隆一君。

○岡本委員 ただいまの民主社会党か

ら提案されました附帯決議を付すべしとの動議につきましては、その附帯決議の内容につきましては、すでに本委員会におきまして、たびたび議論をされておるところでございます。さらにまたその内容については、そういう方針で法の実施に当たる、こういうふうに政府より答弁をされておるところでありますので、いまさらそのような附帯決議をつける必要はないと思います。よって、本附帯決議には反対いたします。

○丹羽委員長 他に発言の申し出もありませんので、採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立少数。よって、本動議は否決いたしました。

○丹羽委員長 ただいま議決いたしました向案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会